



バスが乗客5名を乗せ運行中、交差点の先が渋滞していたため信号手前で一旦停止し、その後、発進したところ、座席を移動しようとしていた乗客が転倒した。この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

### (3) 貸切バスの衝突事故

2月4日（月）午前9時25分頃、山口県の国道において、同県に営業所を置く貸切バスが添乗員2名を乗せ運行中、センターラインを越えて対向してきた軽自動車と衝突し、軽自動車が横転、炎上した。

この事故により、軽自動車の運転者が死亡し、当該バスに乗っていた添乗員2名が軽傷を負った。

### (4) 個人タクシーの衝突事故

2月4日（月）午後10時10分頃、福岡県の国道において、同県に営業所を置く個人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、センターラインを越えて対向してきた乗用車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客が死亡し、運転者が重傷を負った。

### (5) 個人タクシーの火災事故

2月5日（火）午後6時13分頃、大阪府の国道において、府内に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、エンジンルーム付近から出火し車両が全焼した。

この事故による負傷者はなし。

### (6) トラックの酒気帯び事故①

2月1日（金）午後7時45分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置くトラックが運行中、運転者がハンドル操作を誤り路外逸脱した。

この事故による負傷者はなし。

事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。

### (7) トラックの酒気帯び事故②

2月3日（日）午後8時22分頃、広島県のコンビニエンスストア駐車場において、大阪府に営業所を置く大型トラックが運行中、別のトラックと接触した。

この事故による負傷者はなし。

当該大型トラック運転者は、相手トラック運転者との話し合い後に、その場を離れ、通報で駆けつけた警察により、国道を走行中に停止を求められた。

その際の警察による調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。

---



(3) 中部運輸局岐阜運輸支局「自動車運送事業者健康管理支援セミナー」の聴講者を募集します【中部運輸局発】

(配信日：H31. 1. 25)

中部運輸局岐阜運輸支局では、自動車運送事業者における健康管理対策の推進を図るため、下記のとおり「自動車運送事業者健康管理支援セミナー」を開催することとしており、2月25日（月）まで聴講者を募集しています。

当セミナーは、健康経営の重要性について理解を深めていただくとともに、健康経営の取組を広く紹介することなどを目的としております。

この機会に是非ご参加下さい。

#### 記

1. 日 時：平成31年3月6日（水）  
13:00～16:00（受付12:30～）
2. 場 所：飛騨・世界生活文化センター（ウェルカムプラザ ミニシアター）  
岐阜県高山市千鳥町900-1
3. 定 員：100名（参加無料、事前申込制。定員になり次第、締め切らせていただきます。）

※詳しくは、中部運輸局岐阜運輸支局のホームページをご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gifu/>

※参加申込書

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gifu/top/kenkou-seminar.pdf>

---

(4) 事業用大型自動車の車輪脱落事故防止の徹底について【中部運輸局発】

(配信日：H31. 1. 25)

中部運輸局では、今年度における中部管内の事業用大型自動車の車輪脱落事故件数が前年度の件数を上回って発生していることや、平成14年度から平成28年度までの全国統計によると、2月に最も多く発生していることから、これらを踏まえて、同種の事故を未然に防止するため、冬用タイヤに交換後、50～100km走行後においてホイールナットを増し締めすることや、運行前において点検ハンマなどを用いた日常点検を確実に実施することなど、運送事業者等関係者の皆様に対して事業用大型自動車の点検・整備の確実な実施及び適切な保守管理を改めて徹底していただくよう、1月21日（月）付けで通達を発出し、注意を呼びかけました。

詳しくは、中部運輸局のホームページをご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>



## 【参考】

### \* 自動車局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

### \* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

#### ・ ホームページ受付

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

#### ・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

#### ・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

### \* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

